大館市政だより
第五十五号
（毎月一回発行）
発行所　秋田県大館市役所
編集兼発行人　田村正六

規則制定後初の
行政協力員の推せん

明るく楽しい共同生活のために
推せんは住民の総意で

市では、市政の円滑な遂行と行政能率の向上を図るため市役所（支所、出張所を含む）と市民の皆さんとの間に立つて、市からの連絡事項を伝達して頂いたり、通知書、報告書などの配付や取集め、或は、市政に対する苦情を取次いで頂くため従来から各町内部落ごとに協力員を委嘱して明るく楽しい共同生活の実現に努めていますが、今まで、この協力員制度は、慣例によつて踏習し、何んらの成文化した基準や規定をもつていなかつたので、仮に不都合なことがあつても、解決のより処がないことや、組織があるのに規定がないといつた不合理を是正するため、行政協力員規則を設けることになり大館市規則第十号として、昨年七月一日公布施行されました。この規則の全文は本年一月号市政だよりに掲載しましたがこの規則に定める附則の経過規定によつて、現任協力員の任期が、この三月三十一日を以て満了することになるので町内又は部落の皆さんから、この規則制定後初の推せんをお願いすることになりました行政協力員の推せんは、町内部落民の総意を素直に反映した方法（即ち直接又は間接選挙）によつて推せんされた方を、市長が委嘱することになつています。市では推せんを行うためつ会合やその運び方などについての世話人として現任協力員が当り四月五日まで市長宛推せんして下さるよう依頼しておりますから宜しく御協力下さい。

参考まで行政協力員設置規則の概要をみますと

▽目的＝市政の円滑な運営と行政能率の向上を図る

▽設置基準＝市長の定める区域ごとに一名、一区域は凡そ三〇～一〇〇世帯程度

▽委嘱の方法＝区域内住民の推せんにより、市長が委嘱する。推せんの方法は住民の総意を反映できるよう直接又は間接選挙による

▽任期＝二年、再任を妨げない。

▽職務＝①諸調査書、報告書通知書などの配付取まとめ②周知事項の伝達③区域内住民の市政に関する苦情の取次ぎ。以上に関することの外④市長が必要と認める事務

▽世話人の委嘱＝行政協力員はその担当事務の効果を挙げるため世帯の群（概ね十五世帯）ごとに世話人を委嘱することができる。

▽平等扱の原則＝区域内の住民が任意に組織した団体（町内会、部落会など）に加入していない住民に対しても市長の委嘱した事務については差別的な取扱いによる不利益を与えてはならない

以上のようになつています。市の行政が迅速、適確に市民の皆さんに浸透し、また、皆さんの苦情や意見もよく取次いで頂け、市の行政がより円滑に能率的になるように、行政協力員の推せんを通じて御協力下さい。

昼[illegible]を[illegible]しよう

昼間外燈が[illegible]いていると間抜けた感じで見苦しく電球も弱り、電力も無駄です。朝に消し、夕べに点燈するよう皆んなで心掛けましょう。

春の息吹

戦後お天とう様がどうなつたものか、年々雪が少なくなつてくる。

雪がなくて困つている人もあれば、また雪なんかいらないと喜んでいる人もある。

世間では、ソ連の海峡封鎖による海流の変化だとか……人口増加で大気中の炭酸ガスがふえ太陽熱の吸収が多くなつたとか石炭消費量の多いことでもわかるとか……

原水爆の実験で大気中のチリがふえ、熱の放出がさえぎられたとか、科学的なところで周期説だとか……

まあまあ、さまざまである。

何れにしても、雪の少ないことは見るとおりで、季節はずれの蕗のとうも、顔を出したり、ひつこめたり……

といつたこの冬は二月で、春たけなわの感だが、それでも春は遅いという予報……

雪が少なければ、水も不足になるだろうと、農家も複雑な面もち。

川原のネコ柳も、ふつくらとして、春のぬくもりを感じさせるが、雪どけの流水はやはり、じーんと、しみるように冷たい。

温泉開発
有望な六号ボーリング

市では温泉開発を進めていますが、昭和三十一年二月労災病院専用のボーリングに成功（二五〇米、泉温七〇度C毎分一石二斗）したのを手はじめに、昨年十二月来ボーリングを進めていた大滝六号泉は、目下二五〇米、孔底温六十六度Cに達し、非常に有望で、ボーリング関係者に期待されています。

この六号泉の成功によつては大滝駅前一帯を温泉郷として拡大発展できるので、その期待も大きいわけです。

また、市では泉源の開発と同時に、大滝温泉をさらに発展させるためには〝泉源統一〟の必要性が痛感されるところから、既設の五号泉、ボーリング中の[illegible]らには軽井沢自噴井の三泉源を統一し施設の改良と湯の適切な供給策を講ずることに努力していますが、昭和三十二年度事業として行われる共同浴場の新設により事実上統一の運びとなるので、目下設計を急ぎ融雪と同時に着手することになりました。

さらに、これとは別に、昨年来、多くの候補地に優先して、大館誘致に努力していた秋田県町村職員共済組合保養所の新設も、工費二千万余を投じてこの春着工、八月には完成の運びとなつており、これにより全県下の市町村職員が憩の地としての大滝を訪れるわけで、観光資源の開発に大きな役割を果すことになります。また一面、この地区には民間投資によるレクリエーション・センター化の動きも活発となつており、めざましい発展が約束されています。

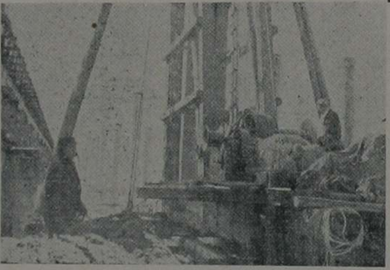

二井田大橋の架替え杭打工事は、大同コンクリート工業株式会社の手で進めていますが、融雪による増水を前に目下大車輪、工事は順調で、この十日頃には予定通り完了する杭打工事の完了とともに上部工に着手の手筈で本年七月には新装なつて永久橋としてお目みえする。（写真は槌音高く千貫モンキーを打おろす工事現場）

公明選挙推進協議会誕生

公明選挙運動が全国的に展開されてから七年になりますいうまでもなく、この運動は、選挙の公正と明朗、更には政治常識の向上を図ろうとするもので、漸次一般に浸透されてきていることは喜ばしいことです。しかし、戦後十余年間における選挙をふりかえつてみますと、残念ながら違反事件が後を絶つておらずこの点では、必ずしも、選挙の自由と公正が確保されたとはいえ得ない実情であるというので、去る二月十七日、大館市公明選挙推進協議会が設立されました。これは自主的な盛り上りによつて結成されたもので、運営委員として次の方々が選ばれました。

（順不同）伊藤経雄、渡辺勝蔵、三浦久雄、高清水清八、越姓玄恵、一関国郎、野口弘、畠山久、猪又正幸近藤畝男、斎藤久、虻川久男、近藤昭一、花田昭、鳴海文一、岡本フツ、小田けい、石田チメ、高清水直子和田京、一関とく、秦かつ子、釜谷キワ、古内卯一郎菊地民治、佐藤敬治

本年は、二大政党の成立以来はじめての衆議院議員総選挙が予想されており、さらに明春は参議院議員及び地方大選挙が行われる年であります。協議会の活動をたすけて、皆んなで明るい[illegible]ましよう。

官庁街に新たな偉容

大館検察庁及び労働基準監督署の庁舎建築については、かねてより中央関係筋と折衝を重ねておりましたが、このほど話合いがまとまり三十三年度国家予算に計上の運びとなりましたので、早やければ五月頃には着工できるものとみられ、官庁街に新たな偉姿を加える日も間近かく、関係者をよろこばせています。

市勢欄は綴られていますか？

「市勢」欄は大館市の姿を数字で見ていただくことによつて、お子さん方の学習の参考に、或は地域社会大館の考察の資に供して貰おうとして始めたもので、既に一〇頁となりました。これは、凡そ六〇～八〇頁の市の統計書として完成しその後は逐次資料の更新（ヘ加除）を行つてゆくものです。市勢要覧は、市民のためにこそなければならないと思いますが、毎戸に市勢要覧を配付することは不可能事であるので、そこから考え出したのがこの方法です。一面からみて、左側の余白を綴込の部分に残し上下と右側を点線の外側からハサミで切り取つて毎号綴つてゆくことにより、手製の市勢要覧ができるという方法です。大切なスペースを割いての試みですから、最後の頁まで大切に保管下さるとともに、皆さんの御意見、御批判などお聞かせ戴ければ幸いです。

定例市議會

市議会三月定例会は，去る四日開会，三十一日までの28日間に亘り審議，議決を行うことになりました。日程▼5—11日休会（委員会開会）▼12日本会議再開▼13—16日休会▼17日本会議再開（一般質問）▼18—24日休会（委員会開会）▼25日本会議再開▼26—30日休会（委員会開会）▼25日本会議再開▼26—30日休会（委員会開会）▼31日本会議再開（委員長報告，質疑討論，採決，閉会）なお本定例会に提出を予定される案件は59件で，概要次の通り。

◆上水道事業費継続年期及び支出方法書の変更◆専決処分の承認2件◆昭和31年度決算の認定（一般，特別会計）8件◆国保事業状況報告の認定◆市条例の一部改正8件（土地改良事業調査設計委託手数料，消防職員，定員市営住宅管理，公民館条例，同使用条例，特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償，市税条例，市職員退職手当）◆条例の制定6件（他の地方公共団体と市の退職年金及び一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例，財産及び営造物に関する条例，農業委員会農業振興部会委員定数条例，市簡易共用林野運営に関する条例，市新市建設審議会条例，契約条例）◆売買契約の締結6件◆土地処分◆契約方法について同意2件◆道路計画取消事件の応訴◆橋梁架設事業費継続年期及支出方法（二井田大橋，大滝橋…変更）◆財政再建計画変更◆一時借入2件◆◆昭和33年度予算（一般，特別会計）9件◆昭和32年度追加更正予算(一般,特別会計)9件

市勢

—⑨—

世帯数と人口の推移

昭和22年は臨時国勢調査（10月）
昭和23年常住人口調査（8月）

区	分	昭22	昭23	昭24	昭25	昭26	昭27	昭28	昭29	昭30	昭31	昭32
現在市域での推移	世帯数	8658	8830	9002	9174	9299	9425	9456	9286	10019	10156	10489
	人口	49472	51144	51395	52359	52782	53061	53167	53274	55790	57714	58931
市世帯人口の推移	世帯数	4376	4397	4492	4587	5807	5875	5913	5745	10019	10156	10489
	人口	22021	22524	22984	23444	30488	30358	30559	30759	55790	57714	58908

昭和25．30年は国勢調査(10月) 同27年は住民登録人口調査(7月) 同29年(10頁へ)

職業分類別従業上の地位別就業者数

昭和30年国勢調査

職業大分類	総数			業主		単独の業主		家族従業者		民間雇用者		官公雇用者	
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	21737	13869	7868	655	131	3890	782	2280	4090	5286	2068	1758	797
農業者，林業者及び類似従事者	9333	4937	4396	132	20	2593	407	1875	3697	188	238	149	34
漁業者及び類似従事者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
採鉱，採石及び類似従事者	217	207	10	—	—	5	—	4	2	192	7	6	1
運輸機関運転従事者	718	665	53	3	1	17	—	5	—	606	51	34	1
製造修理従事者	2732	2397	335	211	10	523	53	164	55	1482	214	17	3
その他の生産従事者	1883	1573	310	19	1	52	2	25	4	1148	223	329	80
専門的技術的職業従事者	1139	618	521	30	4	47	18	5	4	120	75	416	420
管理的職業従事者	424	399	25	41	7	3	1	—	—	273	11	82	6
事務従事者	1868	1381	487	8	—	12	3	15	6	754	311	592	167
売買及び類似従事者	2066	1298	768	155	44	597	237	166	243	380	244	—	—
サービス職業従事者	1357	394	963	56	44	41	61	21	79	143	694	133	85

毎月の統計

世帯と人口（住民登録2月1日現在）世帯数 10,536
人口 59,165
男 29,304　女 29·861

1月の人口動態と戸籍統計
出生 133　死亡 42　転入 155
転出 147　婚姻 105　離婚 10
養子縁組 6　同離縁 1

春は火災のシーズン

早い通報　少ない損害

春とともにまた火災のシーズンがやってきました。そこで全国春の火災予防週間も去る二月二十八日から三月十三日まで実施されています。火災は毎年一月から四月までの春の季節が一番多く、特に雪国では冬囲いや、積雪による避難口の封鎖などのため死傷者も多く出ています。

大館市における昨年の火災統計をのぞいてみますと、発生は五一件、焼失戸数六六（内住家三六）で、その損害見積額は三千九百万円を越えるありさまです。この統計から月別の発生状況をみますと、四月は最高で九件、次いで三月の七件と年中の一、二位をこの季節で占め、損害額でも四割近い額を示しています。

このように、一寸の不注意から大切な財産を灰にしているわけですが、本年は更に昨年以上の多発が予想されています。既に本年の一―二月の火災の発生件数は七件に及び昨年同期との比較では実に三倍半となつています。

そこで市消防署では、声を大にして次のことがらを呼びかけ、徹底した注意と、協力をのぞんでいます。

▽火事は最初の一分間が大切です。自分で消す、消し切れないときは近所に手伝つてもらう、それでも駄目なときにはじめて消防へ頼むといつた習慣は絶対にやめること。火事になつたら先ず第一に消防へ連絡する手配をしてからできるだけ消火に努める。最寄の電話で"火事"と云えば即時専用電話で連絡できる仕組になつています。

▽炬燵をかけ放しての一寸の外出もさけること。

▽乾燥期でストーブ煙突の飛火による火事が多い。破損のものは勿論使用をやめ掃除は常に行うこと。

▽融雪とともに道路が悪化し、消防活動を大きく阻害するので次の事がらを行つて下さい

▽自宅前の道路や水路、消火栓、貯水槽、池などは勿論附近の雪消しをして下さい。雪割をしたものは、消防活動に支障のない場所へ排除すること。

▽冬囲いは、火災の延焼をほしいままにするのと、避難口をふさいでいるので、死傷の原因となるから、できるだけ早くとり除くこと。

消防署では特殊予防査察を行つていますが、皆さん方も近所で火災予防上危険と思われることがあつたら、お互いに注意し合つて下さい。それが不都合なときは消防署（四三八番）へ連絡して下さるよう協力方を要望しています。

あなたの固定資産 ◇◇◇

◇◇◇ 評価額が変りました

固定資産課税台帳

縦覧は二十日まで

固定資産税とは市が土地家屋及び機械設備（いわゆる償却資産）の価格（この価格は適正な時価とされている）を課税標準として、その所有者に対して課税する地方税です。

市では、それぞれの土地、家屋ごとの適正な時価を評価決定するわけですが、この評価は毎年行うものでなく、今年から三年ごとに行われることになつています。

この評価決定された価格の登載されている"固定資産課税台帳"が三月一日から、同月二十日まで毎日午前九時三十分から午後四時まで市役所財政課、支所区域の分は各支所において、それぞれ皆さんに縦覧していただくことになりました

この昭和三十三年度の評価額は、向う三ケ年、即ち昭和三十五年度まで据えおかれ、固定資産税の課税の基礎として使われますから、この大事な時機を見逃がすことのないように、土地、家屋の所有者は期間中に課税台帳をごらん下さい。

もし、この台帳に登載された評価額その他について不服な点があれば、納税者は三月一日から、三月三十一日までの間に、市の固定資産評価審査委員会に対して審査の請求を行うことができます。（審査の請求は文書をもつて行わなければなりません。用紙は縦覧場所に備えてあります。）

"納税貯蓄組合"

楽な気持で納税を

国の、県の、そして市の、行政を行う原動力となるものは、なんといつても直接に、或は間接に私達が負担する税金で賄われます。私達が、この義務を果すことによつて、権利を主張し、秩序ある、そして明るい社会生活が営めるわけです。云つてみれば、納税の義務も、結局は私達自身のためのものであるといえます。当市の納税成績は、皆様の理解ある御協力のおかげで相当な実績を示し、市の諸施策の遂行に大きく役立つていることは御同慶に堪えません。

"税金は納めなければならないもの"という気持はどなたも同じですが、しかし、現在のような経済状勢のもとではなかなか、まとまつた金額の支出は大変です。これは一つ税金に限らないことです。

なんとか無理なく納税できる方法がないものか?、こうした要求から生れたのが"納税貯蓄組合"です。

これは組合をつくり、それに加入することによつて、定期、不定期の、わずかづつの貯蓄で、難なく納税できる仕組になつています。また、納税貯蓄組合には国、県、市からの補助や、いろいろな特典がありますが、なんといつても税金の心配がなく、更にはこのような習慣を身につけることによつて、家計の持方も合理的になることで、正に一石三鳥ともいえると思います

そこで市では、三十二年度で、主として農業地域を対象に五〇組合を設立しましたが、その成績が極めてよく、既に百%完納となつた納税貯蓄組合は次のようになつています

▽上四羽出納税貯蓄組合 組合長 小畑千代三郎

▽杉沢納税貯蓄組合 組合長 武田桂助

▽大子内納税貯蓄組合 組合長斎藤七郎左エ門

▽本宮納税貯蓄組合 組合長 秋元喜右エ門

▽下川原納税貯蓄組合 組合長 秦 禱志

▽下四羽出納税貯蓄組合 組合長 小畑五郎蔵

▽中山納税貯蓄組合 組合長 糸屋由太郎

▽新地納税貯蓄組合 組合長 伊藤米松

この外、九〇%を越える組合が大多数で、今一息といつたところ。年度内には殆んど完納できるものとみています。

このため、市収入役室では三十三年度において、さらに市街地域を対象とした五〇組合を設立し、その健全な育成強化を図ることにしています。

無理なく納税できるように皆んなで納税貯蓄組合をつくりましよう。

引揚者給付金 認定は四割弱

担保貸付希望の申出

三十二年四月から施行されています「引揚者給付金支給法」による、市の取扱、認定給付の状況は次のようになつています。（ ）内は人員

受付四二八世帯（一二三九）内県世話課へ書類送付済のもの四〇五世帯（一一六八）、認定されたもの一五六世帯（四五五）、内給付金（国庫債券）の交付されたもの二八世帯（八四）で交付額（額面）百十五万三千円となつています。

受付数と送付数との差二三件は書類の不備（主として在外事実証明）によるものですが、送付数に対して認定された割合は現在四割に満たないので係では関係筋へ早急な処理方を要請しています。

認定者に対する国庫債券の交付は認定通知後約三〇―五〇日となつているので、認定された一二八世帯に対しては近々交付されることになりましよう。

また、引揚者遺族給付金については受付数一三〇件で内認定されたもの三〇件となつていますが、これに対する国庫債券は本月中には交付されるものとみています。

救援ありがとう

被災者十一世帯五十三名

二月六日午後一時、御坂俗称東海林アパート（所有者小坂為三郎）が失火焼失し、越後昭三、東海林ナホ、斉藤米三郎、高欄吉雄、下坂勇二、下総四郎、三沢富雄、武田徳太郎、大和金蔵、大西甚三郎永井チヨ以上十一世帯五十三名が罹災されたので、市では即日「大館市罹災救助基金蓄積及び管理条例」に定める見舞金を交付するほか、関係方面に援助を要請するなど、救助に努力しましたが、同アパート居住者の中には生活保護法適用世帯七を含む低所得者がその大部分を占めているので、各方面から同情と救援の手が差しのべられ、被災者や関係者を感激させています。

御坂町内会、婦人会では早速焚出し、見舞金品の拠出を行うなど隣人愛に満ちた暖かい救援をおしまず、又、芋堀沢岱成田留吉白米二斗、朝日新聞社手拭一二本、栄町畠山ユリ衣料三九点、新町高橋市造衣料四点、村上印刷所食器籠一一個、丸銀洋品店割烹着手拭一一本、日赤秋田支部タオル二二本、斉藤呉服店手拭一一本、秋田市婦人会衣料一二〇点などの救助物資が寄せられたので、これらは六日、十日、十四日の三回に亘つて町内会役員、民生委員など立合のうえで、それぞれ配分を行い罹災者に喜ばれています殊に成田留吉さんは満州からの引揚者、以前留吉さんの兄がこの町内の方々にお世話になつたことを恩義に感じ、まつ先に焚出し米として白米二斗をよせられたことなどは、同町内の方々を感動させています。

この火災に早速およせ頂いた多数の方々の御厚志に対し紙上を以て心から感謝とお礼を申上げます。

引揚者国庫債券の担保貸付について

引揚者及び遺族給付金は、国庫債券によつて給付されますが、これを担保にして次のような貸付制度がありますから債券受領者で借入を希望さる方は民生課へ申出て下さい。

「額面金額の九割未満、但し総額五万円以内」

貸付の優先順位 ①厚生資金を借入し、返済未了者（厚生資金返済に充てる者）②生業資金として心要ある者。詳しくは民生課へお問合せ下さい。

公営住宅

簡耐で二四戸

市では住宅地の開発、不燃都市建設、不良住宅の改修などの目的をおり込んだ、住宅建設の特定計画を樹立、三十三年度から三ケ年計画で第二種簡易耐火構造、一棟六戸建一戸当十坪の公営住宅を、獅子ケ森住宅地開発をめざして同地への建設を図つておりましたが、関係筋との話合がまとまりましたので、とりあえず三十三年度において四棟二四戸の建設を行うことになりました。予定されている建設の位置は、昭和三十一年に建設した木造第一種、二種住宅六八戸の西側、この地域は西風が強く火災発生の際は延焼の危険があるので、防火壁といつた一役もかね、考えられているものです。建築費は国庫補助六分の四、県六分の一、市六分の一。

"第二次審査"

赤ちゃんコンクール

市ではさきに、乳児の集団検診を、五月五日に行われる全国赤ちゃんコンクール、大館市予選とかねて行いましたが、第一次予選をパスした健康優良赤ちゃんは七十六名もの多きを数え、関係者をよろこばせておりますが、市では第二次審査を来る十一、十二日の両日（午後一時から三時三十分まで）公立大館病院小児科で行い、その中から十五名までを大館市優良赤ちゃんとして決めることになりました。予選通過者にはそれぞれ第二次審査の日程等通知することになつていますから、ふるつて御出場下さい。

春の予防接種該当者

三月末から四、五、六月に亘つて実施される予防接種の該当者は次のとおりです通知もれの場合がないと限りませんので予め知つておきましよう。

痘そう▼第一期＝三二年七月一日から同年十二月末までの出生者と同年一月一日から六月末の出生者で昨年秋接種しなかつた者。▼第二期＝四月小学校に入学する者で昨秋未接種者▼第三期＝三月小卒者で昨年未接種者

ジフテリヤ▼第一期＝三二年三月一日から八月末までの出生者と、三一年九月一日から三二年二月末までの出生者で昨年未接種者▼第二期＝四月小学入学者で昨年未接種者▼第三期＝三月小卒者で昨年未接種者

百日咳▼第一期＝三二年六月一日から十一月末までの出生者と、三一年十二月一日から三二年五月末日までの出生者で昨年未接種者▼第二期＝三一年六月一日から同年十一月末までの出生者と、三十年十二月一日から三一年五月末までの出生者で第一期を完了し二期未了者

腸チフス、パラチフス▼初回免疫＝二九年一月一日から同年十二月末までの出生者と、三三年一月一日現在で満四才から六十才までの者で初回免疫を完了していない者▼追加免疫＝満六十才までの初回免疫完了者

—⑩— は秋田県臨時人口調査（5月）昭和31，32年は住民登録人口（10月）他24，26，28各年については推計による。各調査とも客体把握の定義が異なるので実質的には比較に無理のあることを留意されたい。

年次別人口動態

（本表は届書の移送関係を調整したものである）

区分	昭24	昭25	昭26	昭27	昭28	昭29	昭30	昭31	昭32
出生	1884	1787	1490	1787	1406	1279	1147	1061	1119
死亡	655	660	616	533	500	483	418	422	436
自然増加	1229	1127	874	1254	906	796	729	639	683
乳児死亡	181	177	157	117	101	87	61	47	59
死産	174	188	229	142	140	101	145	131	130
婚姻	626	499	431	490	528	467	471	484	532
離婚	82	72	74	73	56	75	63	55	68

下表は市の総世帯10019について，その居住住宅の種類及び所有関係について見たものである。ここでは住居の種別を ①住宅，②寄宿舎，③下宿屋，④その他（非住宅）に分け，①の住宅については，更にその所有関係と利用畳数を調査している。従つてこの表から戸数を見る場合，住宅居住者計の世帯数から間借世帯を減ずれば，住宅戸数即ち住家としての建物数とみて大差ないものとなります。

住居の種類別世帯数及び利用畳数

（昭和30年国勢調査）

地区	持家		借家		間借		給与住宅		住宅居住者計		寄宿舎	下宿屋	その他	普通世帯	準世帯
	世帯数	畳数	世帯数	畳数	世帯数	畳数	世帯数	畳数	世帯数	畳数					
総数	7701	203388	856	11721	1025	10374	314	5494	9896	230977	8	2	113	10019	172
大館	3329	78358	748	10257	814	8241	200	3554	5091	100410	7	2	60	5160	148
釈迦内	984	24590	50	633	50	473	55	932	1139	26628	—	—	—	1139	6
長木	601	19345	13	170	13	114	23	424	650	20053	1	—	26	672	5
上川沿	436	12300	5	48	9	106	2	22	452	12476	—	—	2	454	—
下川沿	557	15284	5	42	14	126	5	84	581	15536	—	—	14	593	2
二井田	510	13737	4	33	2	12	2	16	518	13798	—	—	—	518	—
真中	390	11682	3	37	1	4	4	74	398	11797	—	—	—	398	—
十二所	894	28092	28	501	122	1298	23	388	1067	30279	—	—	11	1067	11